

令和4年12月定例会一般質問

通告 7

質問 耐震シェルター等の補助制度導入について

答弁 情報収集に努め制度の研究をしていきたい

1 番 平山 光生 議員

【質問：平山 光生 議員】

1 番、平山光生です。耐震シェルター等の補助制度の導入について質問させていただきます。

2008 年 3 月に中標津町耐震改修促進計画が策定された時点で耐震基準に適合した住宅は 46.2%と、半数以上が改修の必要な建物となっていました。

当初は補助金制度の認知度が低いながらも、2017 年 10 月で 66.7%、計画が見直された 2018 年 3 月では、建物の全体数に大幅な減少が見られたこともありますが、81.6%と順調に耐震化率は向上していました。

しかし、令和2年度決算時に目標であった耐震化率 95%には届いておらず、事業未執行の継続と補助金対象者へのダイレクトメール効果も見られませんでした。

要因の 1 つに耐震基準を満たさない住宅に居住する高齢者の経済的な事情と工事後の居住年数との兼ね合いで申請を躊躇する事例があることが確認され、住宅全体の耐震化は難しいが、耐震シェルターを設置することを選択肢に加えるような補助金の効果的な執行を要望することになりました。

令和3年度決算時には1件の補助金活用がありましたが、若い世代の耐震リフォームということで、高齢者の住居耐震化を進める問題の解決にはつながっていません。

耐震シェルターの検討はされたのかという質問に対し、情報収集、検討を行ったが、メリットである比較的安価、在宅工事が可能、工事期間が短い等よりも、デメリットである耐震効果が限定的、通気性がよくない、圧迫感・閉塞感を感じることにあわせ、国や北海道、道内の市町村でも補助制度がないこと、耐震シェルターについて強度、安全性、技術的な部分で情報が乏しく、検証には至っていないため導入を推奨せず、国や道の動きを注視すると返答をいただきました。

数ある耐震シェルター、耐震ベッド等の中には強度や安全性の情報が少ないものもありますが、解体予定の実家屋を利用して検証を実施しているものや、旧建築基準の木造



住宅倒壊を想定した耐荷重テストをしたもの、1人で逃げられない介護が必要な方のための介護ベッド用防災フレームなどもあります。

阪神・淡路大震災時の死因の8割以上が建物倒壊や家具の転倒と言われており、千島海溝において、マグニチュード7を超える巨大地震が明日来てもおかしくない状況の中で、現在導入している方が実際に地震を経験しなければ検証とは言わないのでしょうか。

多くの問題に直面している現状で、国や道の動きを注視しては1,900戸弱の耐震改修できない住居の方は、毎日不安と恐怖を抱えて過ごしていると思いますが、町長の意見をお聞かせください。

【答弁：町長】

平山議員御質問の耐震シェルター等の補助制度導入について御答弁申し上げます。

昭和56年5月31日以前のいわゆる旧耐震基準により建設された建築物の耐震化につきましては、住宅全体の耐震改修を推奨し、それによる減災を図ることを目的に、国・道の補助制度を活用のうえ、国の基本指針や北海道耐震改修促進計画に準じ、耐震化の促進に取り組んできましたが、耐震改修が進まない状況にあります。

その要因としては、改修費用が高額となり、補助制度を活用しても多額の自己資金が必要であるという経済的な問題や住宅所有者の高齢化等にあると分析しております。

そのような中、先の令和3年度議会決算審査におきまして、耐震シェルターについて、国や道の補助制度がないことや設計事業者の見解として、強度・安全性の情報が乏しく、検証には至っていない等のことから、町単独補助による導入を推奨する結論には至っていないと御答弁したところでございます。

また、シェルターの補助制度を持った場合、結果として多くの時間を過ごす住宅自体の危険性をそのままにしてしまうことも懸念されるところでございます。

一方、耐震シェルターは首都圏や西日本では単独補助制度を持つ自治体もあり、シェルターへの注目も増し、また家庭用にも販売されている中で、手軽にできる地震対策としての認知度が上がっていることも認識をしております。

しかし、現状において、国による構造上の安全基準が示されていないほか、道内では制度を導入した市町村もないことから、積雪寒冷地での検証材料が少ない状況にもあります。

議員御指摘のとおり、千島海溝沿い巨大地震の発生が懸念される当地域においては、家屋の倒壊から命を守るためにシェルター等による部分的な対策も選択肢の1つとして検証する必要があるとは考えておりますので、引き続き情報収集に努めるとともに、

あわせて国や道の動きに注視をしながら、制度の研究をしていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

【質問：平山 光生 議員】

1 番平山光生です。再質問させていただきます。

町長がおっしゃるように耐震シェルターの補助制度の導入は、住宅自体の危険性はそのままになってしまうため、減災を図るという目的では効果が弱いように感じられますが、根本にある建物の耐震改修の促進に係る法律の目的には、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するためとなっています。

もちろん、この法律に準じ、中標津町耐震改修促進計画の目的にも、建築物の倒壊などの被害及びこれに起因する生命、財産の被害を未然に防止するためと明記されています。

しかしこのままでは、耐震改修できずにその住居で生活せざるを得ない住民の方の生命を保護することができません。

シェルター等による部分的な対策を選択肢の 1 つとして検討する必要性があるということで、このことについて理解していただけたとは思いますが、国や道が補助していないからこそ検証、また研究を迅速にしてですね、中標津町が単独補助を導入して、少しでも多くの中標津町民の生命を守ることができる体制を整えることが重要ではないのでしょうか。

国や道が動かない限り、町独自で単独で補助の導入をするという可能性は低いのでしょうか。再度意見をお聞かせください。

【答弁：町長】

御質問にお答え申し上げます。

住民の生命、財産等を地震から守るというのは非常に大切な役目でございます。その中で、耐震改修制度があつてこの間進んでまいりましたが、なかなかお金も高額になるということから進まないという状況でございます。

その中でのシェルターということでもありますけれども、実際に先ほども御答弁申し上げましたとおり、まだまだその積雪寒冷地における検証がなされていないということでごさいます、これを町単独でやるというのはなかなかちょっと厳しいところもございます。

今後に向けまして、制度の研究、並びにですね、関係機関等の動きを注視しながら、

制度の確立がもしできるのであれば、それはもちろん越こしたことはございませんけども、現状ではまだまだ思いどおりにはいかないところが多いというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと思います。